

静岡県告示第795号の3

国土交通省中部地方整備局から清水港内に係る公有水面埋立承認の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、出願に係る関係図書を告示の日から起算して3週間、静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課、静岡県清水港管理局及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年12月7日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 出願人

- (1) 住所 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
- (2) 氏名 国土交通省中部地方整備局
- (3) 代表者 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
国土交通省中部地方整備局長 稲田 雅裕

2 埋立区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区興津清見寺町1375-119番地、1377番地、1378番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ昭和59年3月16日付け59五港建工第23号で竣功通知した埋立地と公有水面との境界線（D.L. +1.78より決定）、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位（D.L. +2.00）における公有水面と陸地との境界線、⑨の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ平成14年10月4日付け水漁第367号、港管第99号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +1.61mより決定）、⑩の地点と①の地点を結ぶ平成15年4月14日付け国部整港管第12号で竣功通知した埋立地と公有水面との境界線（D.L. +1.61mより決定）により囲まれた区域。

- ①の地点 清水灯台（北緯35度00分38.1秒、東経138度31分49.5秒）から338度30分43秒3, 331.82mの地点
- ②の地点 ①の地点から 232度51分41秒 200.00mの地点
- ③の地点 ②の地点から 322度51分41秒 13.00mの地点
- ④の地点 ③の地点から 52度51分41秒 1.05mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 322度51分41秒 11.34mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 342度22分02秒 32.52mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 52度51分41秒 65.13mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 89度42分31秒 19.10mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 92度56分35秒 10.03mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 52度51分41秒 100.00mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 142度51分41秒 24.09mの地点

(3) 面積

8,798.15平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区興津清見寺町1375-119番地、1377番地、1378番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びKの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域。

Aの地点 清水灯台（北緯35度00分38.1秒、東経138度31分49.5秒）から339度20分35秒3,345.77mの
地点

Bの地点 Aの地点から 52度51分41秒 160.00mの地点

Cの地点 Bの地点から 142度51分41秒 430.00mの地点

Dの地点 Cの地点から 197度33分7秒 86.02mの地点

Eの地点 Dの地点から 232度51分41秒 520.00mの地点

Fの地点 Eの地点から 322度51分41秒 460.00mの地点

Gの地点 Fの地点から 348度54分49秒 229.03mの地点

Hの地点 Gの地点から 52度51分41秒 160.00mの地点

Iの地点 Hの地点から 163度13分10秒 48.83mの地点

Jの地点 Iの地点から 89度42分31秒 84.00mの地点

Kの地点 Jの地点から 52度51分41秒 120.00mの地点

(3) 面積

335,292.75平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地

5 出願年月日

令和4年12月1日